

平成27年10月9日
独立行政法人農畜産業振興機構

養豚経営安定対策事業の養豚補填金(概算払)について

【平成27年度第1・2四半期】

平成27年度第1・2四半期（平成27年4月から9月まで）に販売された事業対象肉豚に適用する養豚経営安定対策事業実施要綱第4の2の（7）のアの（イ）の養豚補填金の概算払（注）については、平均粗収益が平均生産コストを上回る見込みとなったことから行いません。

なお、養豚補填金単価の確定値については、11月上旬に公表する予定です。

（注）養豚補填金の概算払は、27年度の事業参加申込書において、「早期補てん」を選択した養豚事業者が対象です。

（参考）養豚経営安定対策事業実施要綱 第4の2の（7）のアの（イ）

理事長は、養豚経営の安定のため早期支払の必要が高く、（ア）の養豚補填金単価の確定時期より前に養豚補填金の概算払を行う場合は、機構自ら収集した市場等の情報を勘案し（ア）の養豚補填金単価の設定に準じた方法により見込みの養豚補填金単価（以下「見込単価」という。）を設定することができるものとする。

連絡先

畜産経営対策部 養豚経営課

担当：植田、長山

電話：03-3583-1150

補填金単価
(概算払)

養豚経営安定対策事業 補填金単価(概算払)算定基礎
【平成27年度第1・2四半期】

(単位：円／頭)

平均粗収益	(A)	40,540
平均生産コスト	(B)	35,041
差額	(C) = (A) - (B)	5,499
補填金単価(概算払)	(注)	(A) > (B) 補填なし

注：1 補填金単価(概算払)は、配合飼料価格安定制度の変更に伴い、平成26年度から当該四半期(通期算定にあつては最後の四半期)の補填金がないと仮定して算定しています。なお、100円未満の場合は概算払を行いません。
注：2 平成26年度第1四半期分から、消費税抜きで算定しています。

(単位：円／頭)

区 分		平成27年度第1・2四半期 (平成27年4月～9月)
平均粗収益	(A) = ①+②	40,540
主産物価格	① = a × b	39,766
平均枝肉価格(円／kg)	a	526
平均枝肉重量(kg)	b	75.6
副産物価額	②	774
平均生産コスト	(B) = ⑤+⑥+⑦+⑧	35,041
物財費	③	28,762
飼料費		22,013
流通飼料費		22,012
麦類		14
とうもろこし		160
配合飼料		19,743
脱脂乳・人工乳		1,616
その他		479
牧草・放牧・採草費		1
敷料費		135
光熱水料及び動力費		1,354
その他の諸材料費		67
獣医師料及び医薬品費		1,816
賃貸料及び料金		302
建物費		1,193
自動車費		229
農機具費		516
物件税及び公課諸負担		179
生産管理費		114
種付料		105
もと畜費		24
繁殖めす豚費		614
種おす豚費		101
労働費	④	4,024
家族		3,111
費用合計	⑤ = ③ + ④	32,786
支払利子	⑥	114
支払地代	⑦	11
と畜経費	⑧	2,130
参考	自己資本利子	550
	自作地地代	126

(参考) 養豚経営安定対策事業 補填金単価(概算払)の算定方法について

1 平均粗収益(主産物価格と副産物価額の合計)

(1) 主産物価格

28 市場(10 中央卸売市場+18 指定市場)の並以上の平均枝肉価格(円/kg)に並以上の平均枝肉重量を乗じて得た額とします。

※四半期の最終月分については、農林水産省の統計資料が公表前のため、日々の市況情報等から推計します。

(2) 副産物価額

農林水産省の「肥育豚生産費調査」の「副産物価額(販売されたきゅう肥、子豚、繁殖雌豚、種雄豚等)」の額(内臓・原皮代は含まない。)とします。

2 平均生産コスト(物財費等、労働費、と畜経費の合計)

(1) 物財費等、労働費

農林水産省の「肥育豚生産費調査」の「費用合計(物財費(飼料費、光熱水道費、獣医師料及び医薬品費等)及び労働費)」、「支払利子」及び「支払地代」の額とします。費用合計の費目のうち、農林水産省「農業物価指数」の調査対象となっている費目については、肥育期間(7 か月)の価格に物価修正します。

※四半期の最終月分については、農業物価指数が公表前のため、前月の値を使用します。

(2) と畜経費

28 市場のと畜経費(と畜検査手数料、と畜解体料、と畜場使用料、冷蔵庫保管料(1 日分相当)及び格付料)を各市場における並以上に格付けされた豚枝肉の総取引頭数で加重平均して得た額とします。

※四半期の最終月分については、取引頭数に係る農林水産省の統計資料が公表前のため、前月までの総取引頭数により加重平均します。

注: 平均粗収益及び平均生産コストの計算に当たって、消費税及び地方消費税が含まれる項目については、平成26年度第1四半期からその消費税及び地方消費税を控除した額を用いるものとします。